

用語の説明

- (1) 75条の学級 学校教育法第75条第1項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいう。
- (2) 長期欠席者 平成19年3月31日現在の在学者のうち、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。
- (3) 長期欠席率 $\text{平成18年度間長期欠席者数} \div \text{平成18年5月1日現在の児童生徒数} \times 100$
- (4) 就園率 $\text{平成19年3月幼稚園修了者数} \div \text{平成19年5月1日現在の小学校1学年児童数} \times 100$
- (5) 就学免除者及び就学猶予者 平成19年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。
- (6) 卒業者 平成19年3月に中学校又は高等学校の本科を卒業した者をいう。
- (7) 高等学校等進学者 中学校卒業者のうち、高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (8) 大学等進学者 高等学校卒業者のうち、大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (9) 専修学校進学者 中学校卒業者については、専修学校の高等課程(中学校卒業程度を入学資格とする課程)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
高等学校卒業者については、専修学校の専門課程(高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (10) 専修学校等入学者 中学校卒業者については、専修学校の一般課程(特に入学資格を定めない課程)又は各種学校(予備校等)に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
高等学校卒業者については、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
- (11) 公共職業能力開発施設等入学者 公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
- (12) 就職者 上記(7)～(11)以外で、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。
- (13) 一時的な仕事に就いた者 臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。例えばアルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者をいう(中学校卒業者には当該項目はない)。
- (14) 左記以外の者 家事手伝いをしている者、中学校卒業者のうち外国の高等学校等に入学した者、高等学校卒業者のうち外国の大学等に入学した者、上記(7)～(13)に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。

- (15) 就職者総数 高等学校等又は大学等に進学しかつ就職した者、専修学校（高等課程又は専門課程）に進学しかつ就職した者、専修学校（一般課程）等に入学しかつ就職した者、公共職業能力開発施設等に入学しかつ就職した者及び上記（12）の就職者のすべてを合計した数
- (16) 職業別就職者数 就職者（（15）就職者総数）個人の仕事の種類を「日本標準職業分類」によって分類したもの。
- (17) 産業別就職者数 就職者（（15）就職者総数）の就職先の事業所の主な産業種類を「日本標準産業分類」によって分類したもの。
- (18) 高等学校等進学率 $\text{高等学校等進学者数} \div \text{中学校卒業者数} \times 100$
- (19) 大学等進学率 $\text{大学等進学者数} \div \text{高等学校卒業者数} \times 100$
- (20) 大学(学部)・短期大学(本科)進学達成率 $\text{大学(学部)・短期大学(本科)進学者数} \div \text{大学(学部)・短期大学(本科)入学志願者数} \times 100$
- (21) 就職率 $\text{就職者総数} \div \text{卒業者数} \times 100$
- (22) 産業分類
- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1次産業 | 「農業」「林業」「漁業」 |
| 第2次産業 | 「鉱業」「建設業」「製造業」 |
| 第3次産業 | 「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」 |
| | 「運輸業」「卸売・小売業」「金融・保険業」 |
| | 「不動産業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」 |
| | 「教育、学習支援業」「複合サービス事業」 |
| | 「サービス業（他に分類されないもの）」 |
| | 「公務（他に分類されないもの）」 |
| その他 | 「分類不能の産業」「就職先の産業別が不明の者」 |

◎本年度調査の変更点

学校教育法の一部改正（平成18年6月21日公布）に伴い、平成19年4月1日から「盲学校、聾学校、養護学校」が「特別支援学校」に一本化されたため、関連する項目の名称及び統計表を変更した。